

関係者各位

(主任介護支援専門員更新研修指定実施機関)
一般社団法人愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会

令和5年度 愛介連

愛知県主任介護支援専門員更新研修開催および受講のご案内

令和5年9月11日より計48時間8回に渡り、**主任介護支援専門員の有効期限が概ね2年以内に満了する方**を対象とした、愛知県主任介護支援専門員更新研修を開催します。

今年度は会場に集合しての**集合研修**とオンラインのみで完結する**オンライン研修**を開催します。研修受講定員も設けておりますので、お早目の受講申込をいただきますようお願いいたします。

また、今年度より**様式や提出物に変更**になっています。新様式や新提出物の詳しい内容は「書き方説明会」で解説します。ぜひご参加ください。

オンライン研修の演習ではZoomの各種機能を使用します。具体的には「Zoom機能のホワイトボード」「パワーポイント」「PDFの作成とパワーポイントへの貼り付け」等を活用して演習を行います。これらの操作ができない方のオンライン研修受講はお断りします。

集合にするかオンラインにするか迷われる方は、6月10日(土)にオンラインで演習シミュレーションを行います。そのシミュレーションに参加して集合研修にするかオンライン研修にするかご判断ください。演習申込アドレス <https://forms.gle/u5vAggVRyCC4jLPz9>

1. 研修の目的

平成28年度より、新たに主任介護支援専門員更新研修が制度として導入されました。

今後、主任介護支援専門員は、地域包括ケアシステムの構築、地域ケア会議の開催や地域づくりの一翼を担う存在となることが求められ、また、実践現場において、介護支援専門員に対する助言・指導など、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために、知識・技術の向上が一層求められます。

<今年度の主任更新研修の重点ポイント>

現場の課題に向けた内容へ変更

事業所や地域においても「人材育成ができる主任介護支援専門員」を目指します。

よって、各単元の演習は、現場の実践力向上を目的に、エコマップ・課題整理総括表等を活用した、OJT(スーパービジョン)研修に重点を置きました。

*書き方の説明会を開催します(参加無料)

令和5年6月3日(土) 13時30分～16時00分

刈谷産業振興センター4階 401会議室(愛介連ホームページにて受講受付予定)

2. 受講対象者

本研修の全日程受講可能であり、以下の（１）共通要件全てに該当し且つ、（２）個別要件の①～⑤のいずれか１つに該当する者とする。

（１）共通要件

（ア）（イ）（ウ）すべてに該当する事が必要です。

（ア）平成30年度から令和2年度までに主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修を修了している方。

（主任介護支援専門員の有効期限が概ね2年以内に満了する方が受講可）

但し、今年度については、以下の優先順位（第1→2）で募集します。

（第1）主任介護支援専門員の有効期限が概ね1年以内に満了する方

（第2）主任介護支援専門員の有効期限が概ね2年以内に満了する方

（イ）介護支援専門員に指導・支援等をした実践事例の提出ができる方。

提出事例（指導した事例）は7類型（別添）のうち3類型以上の内容が備わっていること。なお、1事例で3類型以上が備わらない場合は、2事例以上で3類型以上を満たした内容での事例提出を可能とする。

研修構成上「看取り等における看護サービスの活用に関する事例」の要素を含む事例が不足する事が予測されます。ご協力をお願いします。

※更新研修申込と同時に事例の提出が必要です。

（ウ）介護支援専門員証の有効期間内に本更新研修が修了できる方。

主任更新研修の修了者は、施行規則第113条の18に規定する更新研修を受けた者とみなされることから、「介護支援専門員更新研修」の受講が免除されるため、主任介護支援専門員更新研修を修了する前に、介護支援専門員証の有効期間満了日が経過しないように十分注意して下さい。

（２）個別要件

※詳細はホームページ掲載の「令和5年度愛知県主任介護支援専門員更新研修受講要件」をご参照ください。

令和5年度から個別要件が変更になりました。ご注意ください。

3. 研修内容

（１）日程・カリキュラム

研修期間は48時間（8日間）

※詳細は「2023年度主任介護支援専門員更新研修カリキュラム」をご参照ください。

（２）会場（受講方式）

①集合研修 刈谷会場…刈谷市民ホール（予定）

②オンライン研修

※申込時に①または②を選択していただきますが、

申込状況により申込をお断りする場合があります。

（①集合研修の会場詳細は受講決定通知でお知らせいたします）

(3) 定員

①・② 各100名

※定員になり次第お断りする事があります。

4. 受講料

60,000円(消費税込) ※納入方法は、受講決定通知でお知らせします。

5. 申込期間

令和5年5月29日(月)～6月25日(日)

※定員を超過した場合は、締切日前でも申込受付を中止する場合がありますのでご了承ください。

※受講決定連絡は8月上旬目途にお知らせします。

6. 申込方法・お問合せ

(1) 申込提出書類

「提出物一覧」(ホームページから出力)を参照の上、記入漏れの無いように書類を確認し、
ホームページから申込・提出してください。(郵送では受付しません)

受講申込受付フォーム

リンク先 <https://ws.formzu.net/dist/S618684843/>

- 1) 提出物一覧(ホームページから出力)
- 2) 介護支援専門員証の写し
- 3) 主任介護支援専門員研修・主任介護支援専門員更新研修修了証の写し
- 4) 受講対象要件が確認できる書類等(ホームページから出力)

ホームページ掲載「主任介護支援専門員更新研修受講要件」の申込時必要書類欄参照

- 5) 提出事例(指導した事例)一式

ホームページ掲載「主任介護支援専門員更新研修の事例提出について」参照

(2) お問合せ先(シルバーサービス振興会ではありません)

一般社団法人愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会 事務局

【〒460-0017 名古屋市中区松原三丁目7番15号】

Fax 052-308-6750 Mail aikairen2016@gmail.com

ホームページ <https://www.aichi-kaigo.org/> 「**愛介連**」で検索



【お問合せについて】

- ・受講要件、提出事例等各種のご質問については、
メールに限っての対応にさせていただきます。(aikairen2016@gmail.com)
- ・メールの件名欄に「主任更新研修について」とお書きください。
- ・ご事情によりメールが不可能な方は、FAX質問票(ホームページから出力)を使用して

お問い合わせください。 Fax 送信先 052-308-6750

【回答要領】

- ・回答は、原則、メール返信で回答しますが、愛介連のホームページのQ&Aで回答する場合がありますのでご注意ください。 <https://www.aichi-kaigo.org/>
- ※確認作業のためお時間のかかる場合がありますのでお含みおきください。

7. 受講決定

- (1) 一般受講要件並びに提出事例を審査のうえ、受講可否を決定します。
- (2) 受講決定者には受講証と受講料払込方法、演習での事例準備方法等の内容を8月上旬目途にお知らせします。

※受講不可の方には別途ご連絡します。その際、申込書類一式はお返しいたしません。

8. 修了評価（研修記録シートの作成と提出）について

- (1) この研修の受講並びに修了にあたっては「研修記録シート」の作成及び提出が条件となります。（提出はインターネットを利用した提出を予定しています）
- (2) 「研修記録シート」は受講前（目標）、受講直後（評価）、受講から一定期間経過後（振り返り）の構成になっています。
- (3) 「研修記録シート」の作成及び提出方法については受講決定通知送付時にお知らせします。

9. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 個人情報については、研修の事務連絡及び受講管理、担当部への受講履歴報告等、本研修の適正且つ円滑な実施目的のみに利用します。
- (2) 本研修において知りえた個人の秘密の保持については、研修実施機関のみならず受講者においても同様に、厳格に遵守するようにしてください。

10. 研修の修了

- (1) 定められた事例等の提出が出来て全課程を修了し且つ修了評価に合格した方を研修修了者として認定します。遅刻及び欠席等により未受講科目がある方は研修修了者と認定できません。
- (2) 研修修了者と認定した方に対し、修了証を交付し、県知事に対し、研修修了者の修了証番号、修了年月日、有効期限、氏名、生年月日等を速やかに報告します。
- (3) 一部の受講が出来なかった場合の取り扱いについて
受講者がやむを得ない事情により、一部の科目について受講が出来なかった場合には、主任更新研修の修了期限内であれば、翌年度に限り受講できなかった科目を受講することが出来ます。
- (4) 研修の全課程に出席されても、修得不十分と評価される場合、レポートの提出等で補うことがあります。予めご了承ください。
- (5) 受講にあたって、若しくは受講後に、受講要件等の不正が発覚した時は、その時点で受講決定もしくは修了を取り消します。

11. 介護支援専門員更新研修の免除について

- (1) 当該研修の修了者は、施行規則第113条の18に規定する更新研修を受けた者とみなされることから、「介護支援専門員更新研修」の受講については免除されます。

(2) 資格証の更新には、別途愛知県健康福祉部高齢福祉課への更新手続きが必要です。

12. その他

(1) 虚偽による申込をされた場合、受講は認められません。

(2) 身体の障がい等により受講に際して配慮が必要な方は、事前にご相談ください。

(3) 申込時に提出頂いた書類は、全てコピーをして、手許に控を残しておいてください。

(4) 研修に関する連絡事項やアンケート・資料配布等をホームページより行う予定にしておりますので愛介連ホームページを注視しておいてください。

一般社団法人愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会ホームページ

<https://www.aichi-kaigo.org/> 「愛介連」で検索